

公 告

建設工事公告における用語の定義、入札後審査型制限付き一般競争入札についての基本事項を定める件（平成22年高契・公告第1号）の一部を次のように改正します。この公告による改正後の建設工事公告における用語の定義、入札後審査型制限付き一般競争入札についての基本事項を定める件の規定は、平成27年4月1日以後に入札手続を開始する建設工事について適用し、同日前に入札手続を開始した建設工事については、なお従前の例によるものとします。

平成27年3月30日

高松市長 大 西 秀 人

12(16)ク中「2以下であること（）」の次に「手持工事件数の特例等に関する要領（平成23年4月1日施行）の規定の適用がある場合は、その適用後の件数以下であることとし、また、」を加える。

14(1)オ(ア)a中「コリンズ竣工時カルテ」を「コリンズ竣工時登録内容確認書」に改める。

14(1)オ(ア)b中「合格証等」の次に「（建設業法第27条第1項に規定する技術検定に係るものにあつては、当該技術検定の合格後6月を経過するまでの間は、当該合格通知書を含む。）」を加える。

14(6)ア中「第167条の8第2項」を「第167条の8第3項」に改める。

15(2)イ(ウ)中「（建設工事に係る平成25年6月1日から平成27年3月31日までの間の競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請期間及び方法等について定める件（平成24年高松市告示第920号）別表備考2(1)括弧内又は(2)括弧内の資格を含む。）」を「（建設工事に係る平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間の競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請期間及び方法等について定める件（平成26年高松市告示第915号）別表備考2(1)括弧内又は(2)括弧内の資格を含む。）」に改める。

23(6)に次のただし書を加える。

ただし、ウの初回該当（過去2年以内に該当行為がないときは、初回該当とみなす。）については、この限りでない。

別表第1中「公害健康被害補償予防協会、」を削り、「地方競馬全国協会」の次に「、中間貯蔵・環境安全事業株式会社」を加え、「独立行政法人科学技術振興機構」の次に「、独立行政法人環境再生保全機構」を加え、「、日本環境安全事業株式会社」を削る。